

○中札内村まちなかにぎわいづくり事業補助金実施要領

令和8年3月13日訓令第7号

中札内村まちなかにぎわいづくり事業補助金実施要領

中札内村にぎわいづくり起業者等支援事業補助金実施要領（令和5年3月30日訓令第18号）の一部を改正する。

（目的）

**第1条** 市街地中心部ににぎわいづくりが求められていることから活性化を図るため、市街地区内において実施される商工業の事業進出及び拡大等に対して支援を行い、活力と魅力あるまちなかづくりを推進する。

（事業の内容）

**第2条** 対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

- （1）新規店舗施設整備事業
- （2）空き店舗等改修事業
- （3）賃貸店舗等家賃助成事業
- （4）既存店舗改修事業

（対象）

**第3条** 村内に住所を有する個人、団体及び法人又は新規で村内で事業を開始する個人、団体及び法人等で事業開始までに村内に住所を有するものとする。ただし、市町村税等（国民健康保険税含む。）の未納があるもの、中札内村にぎわいづくり起業者等支援事業補助金実施要領（令和5年3月30日訓令第18号）と同様の助成を受けたことがあるものは除く。

2 法人にあつては、従業員数20人以下の小規模企業者とする。

（助成内容及び助成額）

**第4条** 助成内容及び助成額は、別表1に定めるとおりとし、補助金の交付に関しては、中札内村補助金等交付規則（平成14年3月11日規則第21号。以下「交付規則」という。）で定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 助成金の算出額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 国及び北海道等の制度による補助金を受ける場合は、交付対象外とする。

（助成の条件）

**第5条** 助成金を受けようとする個人、団体及び法人は、次の要件を履行しなければならない。なお、要件の履行がなされない場合は、村に助成金を返還しなければならない。

- （1）中札内村商工会への入会を条件とし、助成を受けた者は、事業開始後3か月、6か月、12か月、24か月、36か月に中札内村商工会による経営診断、指導を受けなければならない。
- （2）事業補助終了後3年以上継続して事業を行わなければならない。

（助成金の申請）

**第6条** 助成金を受けようとする者は、事業計画申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、中札内村商工会に提出するものとする。

2 中札内村商工会は、前項の申請書が提出された時は内容を審査したうえで村長に進達しなければならない。

（助成金の決定）

**第7条** 村長は、申請書の提出があった時はその内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金交付対象承認書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を行ったときは、中札内村商工会に対しても助成金を承認した旨を通知するものとする。

(助成金の交付)

**第8条** 前条第1項により承認を受けた者で、助成金の交付を受けようとする者は、交付規則第6条で定める補助金等交付申請書(第1号様式)に助成金交付対象承認書(別記第2号様式)等の関係書類を添えて、当該事業の確定後すみやかに村長に提出しなければならない。

2 交付申請以降の手續等については、交付規則を準用する。

(助成金交付後の措置)

**第9条** 中札内村商工会は、助成金の交付を受けた者に対して、事業開始後3か月、6か月、12か月、24か月、36か月に経営診断、指導を行わなければならない。

2 前項の経営診断、指導を行ったときは、その内容を書面により村長に報告しなければならない。

(その他)

**第10条** この要領に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日までの間に着手し、この訓令の施行の際なお完了していない事業の補助金の申請については、改正後の中札内村にぎわいづくり起業者等支援事業補助金実施要領の規定は適用せず、改正前の中札内村まちなかにぎわいづくり事業補助金実施要領の規定は、なおその効力を有する。

### 附 則 (令和8年3月13日訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までの間に着手し、この訓令の施行の際なお完了していない事業の補助金の申請については、なお従前の例による。

## 別表1 (第4条関係)

中札内村まちなかにぎわいづくり事業助成対象基準及び助成額等

区分	助成対象基準	助成額等
(1)新規店舗施設整備事業	●対象 市街地区内において店舗等を新築した場合 ●対象経費 施設整備費又は家屋・土地取得費、備品購入費	●助成額 助成対象経費の50%以内 ●助成限度額 1事業300万円 ●助成回数等 同一事業者及びこれに類するものに対し1回まで
(2)空き店舗等改修事業	●対象 市街地区内の空き店舗、店舗併用住宅、事務所、空き家を取得又は賃借により改修(増改築含	●助成額 ①取得による改修 助成対象経費の50%以内 ②賃貸による改修

	む) して開店した場合 ●対象経費 施設改修費、備品購入費	助成対象経費の40%以内 ●助成限度額 ①取得による改修 1事業200万円 ②賃貸による改修 1事業100万円 ●助成回数等 同一事業者及びこれに類するもの に対し1回まで
(3) 賃貸店舗等家賃助成事業	●対象 市街地区内において賃借による店舗等を開店した場合 ●対象経費 家賃	●月額家賃の50%以内 ●助成限度額 月額5万円 ●助成期間 交付決定を受けた日の属する月から1年間
(4) 既存店舗改修事業	●対象 新たな経営革新を図る（新たな顧客層を呼込む、幅広い年齢層の集客を図る）整備のため、既存店舗の改修費 ●対象経費 施設改修費、備品購入費	●助成額 助成対象経費の40%以内 ●助成限度額 1事業100万円 ●助成回数等 同一事業者及びこれに類するもの に対し1回まで
※1 施設整備費（又は施設改修費）とは、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事、電気照明工事に係る費用とする ※2 家屋、土地取得費とは建物、土地購入に係る費用とする。ただし登記諸費や印紙等の費用は除く。 ※3 備品購入費とは、国税庁が定める耐用年数4年以上の物品とする ※4 家賃については、管理費、共益費、敷金、礼金、保証金は除く。 ※5 店舗併用住宅の場合は店舗部分のみ対象とする。（住宅部分及び併用部分は対象外） ※6 既存店舗改修事業は事業開始後5年目以降の事業者を対象とする。		

## 事業計画申請書

年 月 日

中札内村商工会長 様

下記のとおり必要書類を添えて申請します。

申	現住所			
請	商号			
者	代表者	印	電話番号	

※事業計画

事業区分 (該当事業に○)	(1) 新規店舗施設整備事業 (2) 空き店舗等改修事業 (3) 賃貸店舗等家賃助成事業 (4) 既存店舗改修事業
出店希望店舗所在地 ※地図添付	
出店業種	
取扱品目	
事業計画	

※添付書類

- ・ 個人の場合 ・ 申請者の住民票原本、各種営業許可証、資格等の証明書の写し、市町村税等の納税証明書 各1通
- ・ 法人の場合 ・ 申請者の住民票原本、登記簿謄本の写し、各種営業許可証、資格等の証書の写し、市町村税等の納税証明書 各1通

上記の者は、中札内村まちなかにぎわいづくり事業の適格者と認めますので承認願います。

年 月 日

中札内村商工会長

印

中札内村長 様

## 助成金交付対象承認書

年 月 日

申請者 住所  
商号  
氏名 様

中札内村長 印

年 月 日付けで申請のありました事業計画申請は、審査の結果中札内村まちなかにぎわいづくり事業補助金実施要領第7の規定に基づき承認します。

### 承認内容

出店店舗所在地	
出店業種	
取扱品目	
(承認条件及び注意事項)	
1 この承認書は、対象者の承認であり助成金の交付を決定したものではありません。	
2 助成金の交付申請は、別に定める時期に関係書類（店舗改修費等を証明するもの及び家賃支払いを証明するもの）を添えて交付申請して下さい。	
3 この制度の内容を十分承知いただき、今後の手続き等を行って下さい。	